

寄 附 行 為

財団法人 日本システム開発研究所

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 日本システム開発研究所（ 英文名 Systems Research and Development Institute of Japan）（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第3条 本財団は、学界、官界及び財界のすぐれた頭脳を広く動員することにより、システムズ・アナリシス、P P B S等の科学的手法を開発・応用し、我が国経済・社会が要求する国家的課題に対し、有効な方策を提供し、もって行財政の効率化に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 経済・社会が要求する国家的課題に対応するための調査、研究開発
- 二 システムズ・アナリシスの適用事例としてのP P B Sに関する調査、研究開発
- 三 経営科学に関する調査、研究開発
- 四 電子計算機のソフトウェアに関する調査、研究開発
- 五 機関誌の刊行並びに情報処理に関する学術誌、書籍の刊行、海外文献の翻訳及び刊行
- 六 事業目的に合致した教育、啓発のための諸活動
- 七 前6号に掲げる事業達成のために行う、関係研究機関との提携及び技術交流
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 寄附金品
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(資産の区分)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を経、かつ、財務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て別に定める方法により、理事長がこれを管理する。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵政官署又は銀行に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは国公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

- 2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了の日から3か月以内にその年度末財産目録とともに理事長が作成し、あらかじめ監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。

(借入金)

第12条 本財団が資金の借入をしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第13条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類)

第14条 本財団に、次の役員を置く。

理事	7名以上12名以内
うち理事長	1名
専務理事	1名
常務理事	2名以内
監事	1名又は2名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会においてこれを選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、本財団を統轄し、本財団を代表する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理し、理事長及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事長が指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議し、議決する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第18条 役員が本財団の名誉をき損し、又は本財団の目的に反する行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数又は評議員総数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第19条 本財団に、評議員 7名以上12名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員は、評議員会を構成する。
- 4 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねることができない。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめるものとする。
- 5 評議員には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 会長、顧問及び研究顧問

(会長)

第20条 本財団に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、名誉職として、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 会長は、本財団の運営について助言をする。

(顧問)

第21条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本財団の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

(研究顧問)

第22条 本財団に、研究顧問を置くことができる。

- 2 研究顧問は、学識経験のある者のうちから理事長がこれを委嘱する。
- 3 研究顧問は、本財団の行う調査、研究開発について、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の招集)

第24条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 会議は、理事長が必要と認めたとき、又は会議の構成員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

(会議の定足数)

第26条 会議は、それぞれ、理事又は評議員の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

(議 決)

第27条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがあるものを除き、出席理事又は評議員の過半数をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事又は評議員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(欠席者の表決)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事又は評議員は出席したものとみなす。

(書面による表決)

第29条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 理事又は評議員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- 三 審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

(理事会の付議事項)

第31条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を審議し、議決する。

(評議員会の付議事項)

第32条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

第7章 会 員

(会 員)

第33条 本財団に、会員を置くことができる。

- 2 会員は、本財団の趣旨に賛成して入会を申し込み、理事長の承認を受けるものとする。
- 3 会員の会費の負担、その他会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を経、かつ、財務大臣の認可を得なければならない。

(解 散)

第35条 本財団を解散しようとするときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を経、かつ、財務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(帳簿及び書類等の備付け)

第37条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。ただし、第1号、第2号及び第7号に掲げる書類については最新版を、第5号及び第8号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

- 一 寄附行為
 - 二 理事、監事、評議員、会長、顧問、研究顧問及び職員の名簿及び履歴書
 - 三 許認可等及び登記に関する書類
 - 四 会議の議事録
 - 五 事業報告書及び収支計算書
 - 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 事業計画書及び収支予算書
 - 八 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - 九 その他必要な帳簿及び書類等
- 2 前項第1号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類並びに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(職 員)

第38条 本財団に、職員を置く。

- 2 職員は、理事長がこれを任免する。
- 3 職員の職務等については、理事長が別に定める。

(細 則)

第39条 この寄附行為の施行に必要な細目は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の初年度の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和46年3月31日までとする。
- 2 この法人の最初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、就任の日から昭和46年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事（理事長）	櫛 田 光 男
理 事	奥 原 時 蔵
理 事	雉 本 俊 平
理 事	庄 司 茂 樹
理 事	堤 清 二
理 事	久 宗 高
理 事	前 田 光 嘉
理 事	村 上 孝 太 郎
理 事（専務理事）	布 施 禰 一
理 事（常務理事）	合 木 北 海 生
理 事（常務理事）	村 松 一 郎
監 事	米 村 司

附 則

この寄附行為は、大蔵大臣の認可のあった日（昭和52年9月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、大蔵大臣の認可のあった日（平成5年12月1日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、大蔵大臣の認可のあった日（平成11年6月24日）から施行する。ただし、変更後の寄附行為（以下「新寄附行為」という。）第19条の規定は、平成11年9月20日から施行する。この場合において、その選任された者の任期は、新寄附行為第19条第5項本文の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。
- 2 この寄附行為の変更の際、現に役員である者は、この寄附行為の変更の施行の日新寄附行為第15条第1項の規定により評議員会において選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたとみなされる者の任期は、新寄附行為第17条第1項本文の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

附 則

平成13年1月6日、中央省庁等改革基本法の施行に伴い、この寄附行為第7条、第34条及び第36条の主務大臣名を変更。

附 則

この寄附行為は、財務大臣の認可のあった日（平成23年5月11日）から施行する。